

国民健康保険税の納期と納付方法

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している方を除き、すべての方が加入しなければなりません。

田原市国民健康保険は、市が運営し、皆さんから納められる国保税と国の補助金などを財源として、医療費の給付などを行っています。

国保税額は7月に決定し、8月中旬に世帯主あてに通知します。世帯主が、他の健康保険に加入していても、家族の中でお一人でも国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

普通徴収の方は、4月に通知してある仮算定税額（第1期・第2期分）を差し引いた税額を第3～8期の6回に分けて納めていただきます。

◆国民健康保険税の特別徴収

国保税の特別徴収（年金からの引き落とし）の対象は、世帯主を含め国民健康保険に加入している方全員が65歳から74歳までの世帯です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は普通徴収の対象者になりません。

- ・今年度中に75歳になる方

- ・滞納がなく口座振替による納付を継続している方で今後も確実な納付が見込める方

- ・年金額が年間18万円未満の方
- ・介護保険料と国保税を合わせた年金からの引き落とし額が、年金の2分の1を超える方

◆国民健康保険税の税率

国保税の税率は表のとおりです。

◆国保税の軽減・減免制度

所得の低い方のために国保税には

国民健康保険税の税率

区分	医療分	支援金分	介護分
①所得割額 前年の所得に応じて賦課される額	4.9%	1.6%	1.3%
②資産割額 今年度の固定資産税額(土地・家屋分)に応じ賦課される額	29.0%	9.0%	5.0%
③均等割額 加入者1人当たりの額	28,800円	8,400円	7,800円
④平等割額 加入世帯1世帯当たりの額	31,200円	7,200円	6,000円
年税額 ①+②+③+④ 賦課限度額	510,000円	160,000円	140,000円

国民健康保険税の軽減

種別	軽減基準(世帯の総所得金額)	軽減内容
7割軽減	33万円以下	均等割額と平等割額の7割
5割軽減	33万円+(24万5000円×加入者数と旧国保被保険者数の合計)以下	均等割額と平等割額の5割
2割軽減	33万円+(45万円×加入者数と旧国保被保険者数の合計)以下	均等割額と平等割額の2割

国民健康保険税の減免

種別	減免基準	減免内容
1割減免	7割・5割・2割軽減 該当 で、均等割と平等割のみ課税される世帯	均等割額と平等割額の1割
2割減免	7割・5割・2割軽減 非該当 で、均等割と平等割のみ課税される世帯	均等割額と平等割額の2割

軽減、減免制度があります。

軽減制度は、世帯主と国保加入者の所得によって、7割・5割・2割の3種類、減免制度は、2割・1割の2種類があり、均等割と平等割の部分について、減額になります。

なお、所得の申告をしていない場合は、軽減・減免の対象となりません。

◆離職者の軽減制度

会社の倒産、解雇などにより離職をされた方への、国民健康保険税の軽減制度があります。

雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として基本手当の受給を受ける方が対象になります。軽減を受けるためには申請が必要です。

◆延滞金

国民健康保険税を納期限までに納付されなかったときには、地方税の規定により、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、税額に延滞金がかかります。

※詳しくはお問い合わせ下さい。
▼保険年金課
☎23局2149 ☎23局0180

DONATION

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼6月5日、株式会社ココラファインヘルスケア様から環境保全活動のため、金8万2321円。

ふるさと寄附金

▼6月26日、笠井喜美子様から金50万円。

